

立科町農畜産物認証制度「認証米」認証要領

（目的）

第1 この要領は、立科町農畜産物認証要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、立科町農畜産物認証制度認証米の基準（以下「認証米基準」という。）を定め、立科町農畜産物認証委員会（以下「委員会」という。）がこの基準に適合する米を審査・認証することを目的とする。

（定義）

第2 この要領において、「認証米」とは、長野県水稻奨励品種（認証品種含む。）のうち「うるち米」を対象とし、認証米基準に適合した米をいう。

2 この要領において、「生産者」とは、認証米を生産する者をいう。

（認証対象）

第3 認証の対象は、当該年産の「うるち米」とする。

（申請者）

第4 申請者は、個人・生産組織・その他委員会が認める者で、認証米の生産、販売を目指す者とする。

2 前記の「その他米部会が認める者」とは、農業協同組合・米穀販売業者等で、生産者を統括し、かつ消費者に対して認証米についての責任を持つことができると米部会が認める者、並びに米穀販売業者または消費者へ販売する者で、集荷、保管、精米、販売の流通経路が明らかであり、各経路で認証米についての責任を持つことができると米部会が認める者とする。

（生産者並びに販売者の基本姿勢）

第5 生産者並びに販売者は、消費者に信頼される「誠実」な生産や販売を行うと共に、食味の向上など良質な米の生産や立科産米の宣伝に努めるものとする。

（認証の基準）

第6 認証米基準は別表のとおりとする。

（申請）

第7 要綱第12条の規定による申請は、米部会が別に定める期日までに立科町農畜産物認証制度「認証米」認証申請書（様式1）を米部会部会長に1部提出するものとする。

2 収穫・乾燥後は、すみやかに立科町農畜産物認証制度「認証米」栽培実績等報告書（様式2）を米部会部会長に1部提出するものとする。ただし認証米を購入して消費者等に販売を行う、集荷業者以外の販売者は栽培実績等報告書の提出は必要としない。

3 申請者は、認証米基準に規定する精米の基準の審査及び食味等の審査を受験するため、審査対象米を米部会部会長に300g提出するものとする。ただし、佐久浅間農業協同組合で調整後に出荷されたものを除く。

（申請の取消し）

第8 申請者は、立科町農畜産物認証制度「認証米」認証申請書を提出した後において、立科町農畜産物認証制度「認証米」申請取下げ書（様式3）を米部会長に1部提出することを持って申請を取り下げることができるものとする。

2 米部会は、申請者からの申請取下げがあった場合、認めるものとする。

（審査基準及び方法）

第9 要綱第13条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 米部会は、提出された立科町農畜産物認証制度「認証米」認証申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) 米部会は、認証米基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査並びに食味審査を行うものとする。
- (3) 米部会は、書類審査及び現地調査並びに食味審査の結果を、委員会に報告するものとする。

(認証)

第10 要綱第15条の規定による認証は、認証米について、委員会が行い、認証書(様式4)を申請者に交付するものとする。

(認証米の表示)

第11 要綱第18条の規定による認証米の表示は、米部会が別に定めるところにより行うこととする。

(認証台帳)

第12 米部会は、立科町農畜産物認証制度「認証米」認証台帳(様式5)を作成し、保管するものとする。

(認証米の出荷期限)

第13 認証米は、認証日から翌年の9月30日までに出荷を行わなければならないものとする。

(認証米の調査等)

第14 認証を受けた申請者(以下「認証申請者」という。)は、要綱第13条に基づく立入調査等が行われる場合これに協力しなければならない。

- 2 認証申請者は、認証米の生産から精米の情報及び販売先、数量等を確認できる書類を整えておかななければならない。

(認証米の出荷結果報告)

第15 認証申請者は、認証米の出荷が終了した日から15日以内に立科町農畜産物認証制度「認証米」出荷実績報告書(様式6号)を米部会部会長に1部提出するものとする。

(販売の自粛)

第16 認証申請者は、認証米の品質の劣化等が生じた場合は、認証米としての販売を自粛しなければならない。

(認証品の P R)

第17 認証許可者は、認証米並びに立科町農畜産物認証制度の P R に努めるものとする。

第18 この要領に規程するもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年 月 日から施行する。

(別表)

区分	基準項目	認証基準	審査・確認方法
食味	食味値	玄米を食味計により検査したものの検査結果は立科町全体を集計し開示する	数値の確認方法 籾摺後の玄米を分析機械を使用して確認 使用機器 (株)山本製作所 RS2000
生産地	栽培地	立科町内であること	書類審査 申請書類及び実績報告書で確認 現地確認 必要に応じて実施
生産	品種	長野県水稻奨励品種(うるち米)とする 毎年すべての種子を更新しているもの	書類審査 農産物検査書類で確認
	農薬制限	使用する化学合成農薬の回数(成分数) 12以下 農薬の使用基準内での栽培であること	書類審査 申請書類及び実績報告書で確認 現地確認 必要に応じて実施
	履歴	生産から精米袋詰までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること 履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認証日から1年間保管しておくこと	書類審査 実績報告書で確認必要に応じて作業日誌等との整合性を確認 現地確認 必要に応じて実施
	農産物検査	玄米での農産物検査が1等であること 精粒歩合75以上であること 農産物検査時に異品種の混入の認められなかったもの	書類審査 農産物検査書類で確認
保管	保管方法	籾または玄米の状態での保管すること なお、玄米の場合は、米の温度を15 未満で保管すること	書類審査 申請書類及び実績報告書で確認 現地確認 必要に応じて実施
販売	販売者	申請書に定められた販売者	書類審査 申請書類及び実績報告書で確認 現地及び現物確認 必要に応じて実施
	期限	認証品としての出荷は、認証日から翌年の9月未までとすること	書類審査 申請書類及び実績報告書で確認 現地確認 必要に応じて実施

(表中、用語の定義)

1 「長野県水稻奨励品種」とは、当県で普及すべき水稻の優良品種を県が年度ごとに定めたもの。